

秋田市長期優良住宅の認定等に関する要綱

〔令和4年2月17日〕
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年秋田市規則第32号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の規定により市長が行う認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮)

第2条 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 認定を受けようとする長期優良住宅が、次に掲げる区域外に位置すること。

ア 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域

イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

(2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる場合には認定を行うことができる。

ア 宅地の安全化を図る開発行為等により、当該区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合

イ 敷地に占める自然災害のリスクのある区域等の面積の割合が僅少であるとともに、当該区域の利用を禁止し、又は制限する場合

(届出書等の様式)

第3条 次の表の左欄に掲げる規則の規定に規定する同表の中欄に掲げる届出書等の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

左 欄	中 欄	右 欄
規則第4条第1項	認定申請取下届	様式第1号
規則第4条第2項	承認申請取下届	様式第2号
規則第4条第3項	許可申請取下届	様式第3号
規則第5条	建築工事完了報告書	様式第4号
規則第6条	認定計画に基づく住宅の建築又は維持 保全取りやめ申出書	様式第5号

(認定しない旨の通知)

第4条 市長は、法第6条第1項の規定による認定又は法第8条第1項の規定による変更の認定をしないときは、認定しない旨の通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(承認しない旨の通知)

第5条 市長は、法第10条の規定による承認をしないときは、承認しない旨の通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(改善命令)

第6条 法第13条の規定による改善命令は、改善命令書(様式第8号)により行うこととする。

(計画の認定の取消し)

第7条 法第14条第2項の規定による計画の認定の取消しの通知は、計画認定取消通知書(様式第9号および様式第10号)により行うこととする。

附 則

この要綱は、令和4年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。